

声 明

平成16年12月に福島県立大野病院で帝王切開術を受けられた女性が亡くなられた事例で、手術を担当した医師が業務上過失致死および医師法21条違反の罪で平成18年2月逮捕・起訴された件に関して、同じように手術を行う外科医の立場から意見を述べます。

はじめに、亡くなられた女性、またご遺族の皆様にご心から哀悼の意を表します。予期されなかった不幸な結果に、ご遺族の皆様の深い悲しみとお怒りの気持ちは察するに余りあるものと存じます。

この事例に関してはすでに多くの関連団体・学会から声明文・抗議文が提出されており、ご存じの方も多いたと思います。本件に関しては、福島県が事故調査を行い、報告書が作成され処分も終了しております。事例発生から1年以上経過した後、「逃亡のおそれ」、「証拠隠滅のおそれ」によりとする福島県警察が行った今回の逮捕・起訴理由は到底理解しがたいものであります。本年1月26日から公判が開始されましたので、その経過を注意深く見守りたいと思います。

業務上過失致死容疑は、癒着した胎盤を無理に剝離して大量出血をきたし、死に至らしめたということですが、剝離を進めるべきか、剝離を中止すべきかの判断はきわめて専門的であり、加藤医師の判断は妥当な範囲内であったと考えられます。また、医師法21条の異状死の警察届出義務違反については、異状死そのものが論争の続いている、合意の得られていない問題であり、これを根拠に逮捕することは不当と言わざるを得ません。本事例のように重大な過失のない場合でも、結果的に死亡に至った場合には逮捕され刑事事件となるということでは、消極的・防御的医療にならざるを得ず、国民に必要なかつ十分な医療を提供できかねる事態となり、国民に不利益を生じるおそれがあります。さらに、現在社会問題化している産婦人科医師を含めた外科系医師の減少を助長し、医療を受ける国民全体に重大な不利益をもたらす可能性があります。

今後、本事例に関する詳細がさらに明らかにされるとは思いますが、第三者機関による「医療行為に関連した死亡の調査分析事業」や、「裁判外紛争解決制度」などの整備によって、不幸な事例の防止や対処の制度が確立するように、本学会も積極的に協力していく所存です。

不幸な結果については真摯に受け止めなくてはなりません。最善を尽くした医師に重大な過失があったとは考えられず、引き続き裁判の経過を注意深く見守りたいと考えます。

平成19年2月20日
日本臨床外科学会
会長 出月康夫